

伊勢原市市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市市営住宅の家賃（以下「家賃」という。）を滞納する入居者（以下「滞納者」という。）に係る滞納整理事務を適切に処理するために必要な事項を定める。

(納付指導)

第2条 市長は、滞納者に対し、次に掲げる納付指導を行う。

(1) 伊勢原市市営住宅条例（平成9年伊勢原市条例第12号。以下「条例」という。）

第33条第2項に規定する納期限までに家賃を納付しなかった滞納者に対して、納期限の翌月20日までに、納期限の翌月末日を納付期限に指定した督促状（第1号様式）を送付する。

(2) 督促状の納付期限までに家賃を納付しなかった滞納者に対して、電話催告及び臨戸訪問により前項の納付指導を行う。

(3) 前号の臨戸訪問を行った場合において、当該滞納者が不在のときは、連絡票（第2号様式）を戸口に投函する。

2 前項の納付指導により、滞納者が条例第32条の規定に該当し、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができると認められる場合は、伊勢原市市営住宅条例施行規則（平成9年伊勢原市規則第22号。以下「規則」という。）第22条第1項の規定による申請について指導を行う。

(家賃滞納者整理票の作成)

第3条 前条第1項第2号の規定による納付指導を行った滞納者については、家賃滞納者整理票（第3号様式）を作成し、経過を記録する。

(納付指導の強化)

第4条 市長は、3か月分以上の家賃の滞納者に対して、催告書（第4号様式）及び呼出状（第5号様式）を送付するとともに、当該滞納者の保証人に対して、家賃納付指導依頼書（第6号様式）を送付して納付指導を強化する。

2 前項の指導により滞納家賃の分割納付を申し出た滞納者に対して、これを認める場合は、滞納家賃分割納付誓約書（第7号様式）を提出させる。

(最終催告)

第5条 市長は、6か月分以上の家賃の滞納者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対して、最終催告書（第8号様式（その1、その2））を内容証明付配達証明郵便により送付する。

(1) 呼出しに応じない者

(2) 滞納家賃分割納付誓約書を提出しない者

(3) 滞納家賃分割納付誓約書のとおり履行しない者

(明渡請求)

第6条 市長は、前条の規定による最終催告書の指定期限までに滞納家賃を完納しなかった者又は最終催告にもかかわらず分割納付誓約のとおり履行しない者に対して、市営住宅明渡請求書（規則第30号様式）を内容証明付配達証明郵便により送付するとともに、直ちに家賃の調定を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市営住宅明渡請求書の送付を猶予することができる。

- (1) 滞納者又は同居の親族が、傷病等で長期の療養を必要とし、そのため多額の出費を余儀なくされていると認められる場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡した場合
- (3) 不慮の災害にあった場合
- (4) 最終催告書の指定期限までに滞納家賃の一部を納付し、かつ、滞納家賃分割納付誓約書を提出した場合（既に滞納家賃分割納付誓約書を提出している場合を除く。）
- (5) その他やむを得ない特別の事情があると認められる場合
（提訴）

第7条 市長は、前条第1項の規定による請求に応じない者に対して、議会の議決を経て、市営住宅明渡請求及び滞納家賃支払請求について速やかに管轄する裁判所に提訴する。
（強制執行の申立て）

第8条 市長は、裁判に勝訴した場合及び裁判上の和解（調停、即決和解を含む。）をして債務名義が確定したにもかかわらず滞納者が履行しなかった場合は、次に掲げる手続について管轄する裁判所に強制執行の申立てを行う。

- (1) 住宅の明渡し
- (2) 動産の差押え
- (3) 給与債権の差押え
（不納欠損処分）

第9条 催告等の納付指導をしたにもかかわらず納付されない家賃が、別に定める市営住宅家賃の不納欠損基準に該当する場合は、当該基準に基づき欠損処分を行う。
（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第80号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月6日告示第114号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

住宅 号棟 号室
様

伊勢原市長

住宅使用料の滞納について（督促）

あなたに賃貸している市営住宅の使用料が支払われておりません。下記の納付期日までに、必ずお支払いください。

なお、御承知のことと存じますが、各月の納期を過ぎると納期限の翌月から納付の日までの日数に応じ、最初の1ヶ月は年*%。それ以降は、年***%の割合で計算した額の延滞金が加算されます。

また、使用料を3ヶ月以上滞納されますと、市営住宅の明渡し請求の対象となりますので、御注意ください。

1 滞納額

（ 年度）@ 円× ヶ月＝ 円（ 年 月分）

合計額 円

2 納期限 年 月 日（ ）

※ なお、この通知は、 月 日現在、 年 月～ 年 月分の住宅使用料の納付が確認できない方に送付していますが、この通知以前に納付された場合には、行き違いですので御了承ください。

事務担当は

電話：94-4711 内線

備考 延滞金の乗率は、伊勢原市税外収入金の督促及び延滞金徴収条例の規定に準じる。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

連 絡 票

住宅 号棟 号室
様

伊勢原市役所

担当：

電話：94-4711 内線

あなたに賃貸している市営住宅の家賃が 年 月 日現在完納されておられません。
合計金額 円が滞納となっておりますので、本日 時 分にその請求に伺い
ましたが御不在でした。

つきましては、次の○印のついた事項について、そのとおり履行してください。

- 1 年 月 日までに伊勢原市役所 へ御連絡ください。
- 2 年 月 日 午前・午後 時頃に伊勢原市役所 へお越し
ください。
- 3 年 月 日までに滞納家賃をお支払いください。
- 4 年 月 日 午前・午後 時頃に再度訪問しますので、都合がつかない場合は
前もって御連絡ください。

お断り

既に滞納家賃を全額納付された方にも連絡票が投函されることがあります。その際は行き違い
ですので、御容赦ください。

市 営 住 宅 家 賃 滞 納 者 整 理 票

住 宅 名		住宅番号		入 居 者 氏 名		電 話 番 号		住 所		入居年月日		退去年月日	
家 族 状 況	氏 名		続柄	生 年 月 日		勤 務 先		勤務先電話番号		年収(円)		(変 更)	
												勤 務 先	
												勤務先電話番号	
												年収(円)	
退去後住所等		郵便番号		住 所							電 話 番 号		

■ 保証人

当 初	氏 名		電 話 番 号		郵便番号		住 所		勤 務 先		勤務先電話番号	
変 更	氏 名		電 話 番 号		郵便番号		住 所		勤 務 先		勤務先電話番号	

■ 納付誓約書の状況

第1回	提 出 年 月 日		納 付 回 数 等		履 行 状 況		第2回	提 出 年 月 日		納 付 回 数 等		履 行 状 況	
	年 月 日		一括納付 分割納付(回)		履行中断 年 月 日			年 月 日		一括納付 分割納付(回)		履行中断 年 月 日	

■ 滞納明細及び家賃の状況(単位：円)

	年度以前	年度	年度	年度	年度	年度	督 促 状			全部又は一部 納付年月日
							発行年月日	指定期限	未着理由	
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
合計										

■ 催告書等の状況

	発送年月日	指定期限	未着理由	滞納金額(円)	左記の内容
催 告	年 月 日	年 月 日			年 月分から 年 月分までの 箇月分
呼 出 状	年 月 日	年 月 日			年 月分から 年 月分までの 箇月分
最 終 催 告	年 月 日	年 月 日			年 月分から 年 月分までの 箇月分
明 渡 請 求	年 月 日	年 月 日			

■ 納付指導の処理経過

処理年月日	処 理 内 容	取扱者	確認者
		相手方	
		相手方	
		相手方	
		相手方	
		相手方	
		相手方	
		相手方	

■ 納付指導の処理経過

処理年月日	処 理 内 容	取扱者	確認者
相手方			
相手方			
相手方			
相手方			
相手方			
相手方			
相手方			

第 号
年 月 日

催 告 書

住宅 号棟 号室
様

伊勢原市長

あなたに賃貸している市営住宅の家賃が次のとおり滞納となっていますので、指定期限までに納付してください。滞納家賃に対しては、年 * * * %の延滞金が加算されます。

なお、一括納付が困難な場合、又は生活に困窮したり、病気や災害等により家賃の支払いが困難な場合は、次の連絡先に御相談ください。

お支払い又は御連絡のないときは、保証人に対し使用料納付指導依頼書を送付します。

年 月 日現在	
請求金額	年度 月分
	滞納家賃 円
指定期限	年 月 日

お断り

既に滞納家賃を全額納付された方にも催告書が送付されることがあります。その際は行き違いですので、御容赦ください。

事務担当は

電話：94-4711 内線

備考 延滞金の乗率は、伊勢原市税外収入金の督促及び延滞金徴収条例の規定に準じる。

第 号
年 月 日

呼 出 状

住宅 号棟 号室
様

伊勢原市長

あなたが滞納している市営住宅の家賃について、これまで再三にわたり完納するよう催告してきましたが、いまだに支払われておりません。

つきましては、今後の償還方法について話し合いを行いますので、次の日時に来庁してください。来庁されなかった場合は市営住宅の明渡しを求めることになります。

なお、この呼出状と同時に、保証人に対し家賃納付指導依頼書を送付しましたので申し添えます。

1 滞納家賃 円（ 年 月 日現在）

2 日時 年 月 日（ ） 午 時 分

3 場所 伊勢原市田中 348 番地

伊勢原市役所

4 持参品

(1) 本呼出状

(2) 印鑑

お断り

既に滞納家賃を全額納付された方にも呼出状が送付されることがあります。その際は行き違いですので、御容赦ください。

事務担当は

電話：94-4711 内線

第 号
年 月 日

家賃納付指導依頼書

様

伊勢原市長

あなたが保証人になっていらっしゃる市営 住宅 号棟 号室 様の家賃が、 年 月 日現在、次のとおり滞納となっています。

当市は、これまで再三にわたる催告を本人に対して行ってきましたが、未だに納付されていません。つきましては、保証人であるあなたからも家賃を完納するよう指導をお願いします。

なお、本人に対し次の日時に来庁するよう呼出状を送付しています。一度に支払が困難な場合は、分割納付等の相談にも応じますので、必ず来庁するよう指導をお願いします。

- 1 滞納家賃 円（ 年 月 日現在）
- 2 本人呼出日時 年 月 日（ ） 午 時 分

お断り

既に滞納家賃を全額納付された場合にも依頼書が送付されることがあります。その際は行き違いですので、御容赦ください。

事務担当は

電話：94-4711 内線

年 月 日

滞納家賃分割納付誓約書

伊勢原市長 殿

住 宅 名	住宅 号棟 号室
住 所	伊勢原市 電話
入 居 者 氏 名	
	[署名をしてください]

私は、現在居住している市営住宅の家賃及び延滞金について、次の誓約事項のとおり支払うことを誓約します。

この誓約事項を怠った場合は、市営住宅の使用許可を取り消されても異議を申し立てず、かつ、市営住宅の明渡しに異議なく応じることを誓約します。

■誓約事項

1 次の滞納家賃及び延滞金を毎月期限までに支払います。

項 目	滞納月数	金 額
家 賃	年 月分 から 年 月分	円
延 滞 金	滞納金額及び滞納期間により算出した額 円	

2 滞納家賃を次の納付計画表のとおり支払います。

回 数	支 払 期 限	金 額	※伊勢原市記入欄 納 入 日
1	年 月 日	円	年 月 日
2			
3			
4			

第 7 号様式（第 4 条関係）

回 数	支払期限	金 額	※伊勢原市記入欄 納 入 日
5	年 月 日	円	年 月 日
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			
1 6			
合計			

3 滞納金を 2 の金額及び納入日により算出した金額のとおり支払います。

4 納入通知書の支払期限までに納入します。

また納入後、直ちに に支払いの事実を報告します。

※伊勢原市記入欄

所見欄

第 号
年 月 日

最 終 催 告 書

住 宅 号 棟 号 室
様

伊 勢 原 市 長 図

あなただに賃貸している市営住宅の家賃が、再三の督促及び催告にもかかわらず次のとおり滞納となっており、納付について誠意がみられません。言うまでもなく市営住宅は家賃の納付を条件に入居が認められているものであり、このままの状態を放置することはできません。ついては、滞納家賃の全額を指定期限までに支払ってください。全額を指定期限までに納付されない場合は、市営住宅の使用許可を取り消し、明渡しを請求します。家賃の支払い及び市営住宅の明渡しに応じない場合は訴訟を提起します。

- 1 指 定 期 限 年 月 日
- 2 滞 納 家 賃 円 及 び
滞 納 に 伴 う 延 滞 金 の 合 計 金 額
- 3 滞 納 期 間 年 月 分 から
及 び 月 数 年 月 分 まで
の う ち 箇 月 分

第 号

年 月 日

最 終 催 告 書

住 宅 号 棟 号 室
様

伊 勢 原 市 長 印

あなただに賃貸している市営住宅の家賃が滞納となっており、市営住宅の明渡しを請求すべきところ、あなたから滞納家賃分割納付誓約書の提出がありましたので、明渡請求を猶予してきました。しかし、あなたが誓約した第 回 の 納 付 が あり ませ ん。直ちにお支払いください。今後もし不履行となった場合は、市営住宅の使用許可を取り消し、明渡しを請求します。家賃の支払い及び市営住宅の明渡しに応じない場合は訴訟を提起します。